

# 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業 実施要領の制定について

3 畜産第 1 3 4 2 号  
令和 3 年 1 2 月 2 4 日  
農林水産省畜産局長 通知

制 定 令和 3 年 12 月 24 日付け 3 畜産第 1342 号  
最終改正 令和 4 年 12 月 8 日付け 4 畜産第 1923 号

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業については、先に食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業費交付金交付等要綱（令和 3 年 12 月 24 日付け 3 畜産第 1336 号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、別紙のとおり食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の実施につき適切な指導を願いたい。

# 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領

制 定 令和3年12月24日付け3畜産第1342号

最終改正 令和4年12月8日付け4畜産第1923号

農林水産省畜産局長通知

## 第1 趣 旨

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業の実施については、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱（令和3年12月24日付け3畜産第1336号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

## 第2 事業内容等

### 1 食肉流通構造高度化・輸出拡大事業

本要領に掲げるもののほか、別記1に定めるとおりとする。

### 2 輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業

本要領に掲げるもののほか、別記2に定めるとおりとする。

## 第3 取組実施期間

別記1の第1の取組についてはおおむね5年以内、別記2の第1の取組についてはおおむね3年以内とする。

## 第4 事業の実施等の手続

### 1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、要綱別表の事業内容欄の1の事業に取り組む場合にあっては別紙様式第1号により、要綱別表の事業内容欄の2の事業に取り組む場合にあっては別表1に規定するその他必要な事項を内容として、事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

ただし、事業実施主体のうち都道府県及び市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、主たる市町村長（一部事務組合にあっては管理者又は理事、広域連合にあってはその長とする。以下同じ。）とする。）を経由できるものとし、この場合、市町村長は、事業実施主体が作成した事業実施計

画について必要な指導及び調整を行い、都道府県知事に提出するものとする。

## 2 再編合理化計画の作成

(1) 事業実施主体は、要綱別表の事業内容欄の1の事業に取り組む場合にあっては、再編合理化計画を別紙様式第2号により作成し、1により作成した事業実施計画と合わせて都道府県知事に提出するものとする。

(2) 再編合理化計画の変更は、(1)に準じて行うものとする。ただし、成果目標の引下げに伴う変更については、災害その他やむを得ない理由がある場合を除き、認められないものとする。

(3) 再編合理化計画の計画期間は、5年以内とする。

3 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別紙様式3号及び第4号により、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、その成果目標の妥当性について、自ら検討を行ったうえで、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、更に、地方農政局長等とその成果目標の妥当性について協議を行うものとする。

4 都道府県知事は、3の提出を行う際に併せて、要綱別表の事業内容欄の2の事業の事業実施主体の欄に定める（8）の団体（以下「特認団体」という。）若しくは都道府県が事業実施主体である場合は、事業実施計画の内容についても、別紙様式第3号及び第4号により、地方農政局長等と協議を行うものとする。

5 地方農政局長等は、3及び4の協議を受けた場合は、協議の内容を検討するため、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるものとする。

ただし、複数年度にわたって事業を実施する事業実施主体の事業実施計画の協議の内容の検討に当たっては、既に地方農政局長等との協議が整っている場合は、書類のみによる協議も可とする。

6 都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる事業内容を変更する場合にあっては、3に準じた手続を行うものとする。

(1) 成果目標の変更

(2) 特認団体または都道府県が実施する事業内容の変更

## 7 事業の着工

事業の着工は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着工することができるものとする。

## 第5 取組の実施基準等

本事業の実施基準等は次に定めるもののほか、別記1及び別記2に定めるところによるものとする。

- (1) 事業実施主体が自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に完了しているものについては、本事業の交付の対象外とする。
- (2) 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている事業については、本事業の交付の対象外とする。

また、既存の施設・機械・器具・設備等の代替として、同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新については、本事業の交付の対象外とする。

- (3) 附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。
- (4) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、交付の対象外とする。
- (5) 事業の実施については、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、事業実施主体は、「食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業の配分基準について」（令和3年12月24日付け3畜産第1342号農林水産省畜産局長通知。以下「配分基準通知」という。）に定めた成果目標の達成のための推進活動が行うものとする。
- (6) 交付対象事業費は、当該事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならない。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。

- (7) 交付の対象とする施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

整備に当たっては、既存の施設及び資材の有効利用、事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築、併設等を行うことができるものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

- (8) 要綱別表の事業内容欄の1の事業に取り組む場合にあっては、コンソーシアム又はその構成員が、要綱別表の事業内容欄の2の事業に取り組む場合にあっては、畜産物処理加工施設又は当該畜産物処理加工施設を輸出拠点とする輸出事業者が、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第37条第1項に定める輸出事業計画の認定を受けていること又は本事業

により整備する施設が竣工するおおむね3か月前までの間に認定を受けることを明確にしていること。

## 第6 補助対象要件等

- 1 補助対象要件及び交付率等は別表2及び別表3に掲げるとおりとする。ただし、整備後の施設における畜産物を処理・加工する業務等を実際に行う事業者が確定しているものに限る。
- 2 別表2に掲げる1の(2)の事業の施設の整備については、別表4に掲げるもののほか、別記1に定めるところによるものとする。
- 3 別表2に掲げる2の事業の施設の整備については、別表4に掲げるもののほか、別記2に定めるところによるものとする。

## 第7 採択要件

### (1) 成果目標

要綱別表の畜産局長が別に定める成果目標の内容、達成すべき成果目標の基準及び成果目標基準を満たすことが見込まれる類別の数は配分基準通知の別表1及び別表2-1、別表2-2において定めるものとする。事業実施主体は、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を選択し、配分基準通知の別表2-1から別表4により加算されるポイントの合計が38以上となるように成果目標を設定すること。なお、別記1の事業に取り組む場合にあっては、設定した成果目標について、第4の2の再編合理化計画に記載するものとする。

### (2) 目標年度

本事業は、事業完了年度から5年以内に設定するものとする。ただし、配分基準通知において、2030年度を目標とする類別については、2030年度までに設定するものとする。

### (3) 上限事業費

別表5により計算される額を超える部分については、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあっては、各都道府県への交付金の配分額の中からこの額を超えて交付対象とすることができるものとする。

- (4) 要綱別表の事業内容欄の2の事業に取り組む場合であって、要綱別表の採択要件の欄に定める総事業費に満たない場合にあっては、要綱第30第2項に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事及び地方農政局長等が、地域の実情により必要と認めた場合（都道府県知事は理由書を作成し、第4第3項に定める都道府県計画の成果目標の妥当性と併せて協議を行うものとする。）にあっては、当該事業を実施できるものとする。

## 第8 事業実施状況の報告及び事業の評価

要綱第22第1項及び第23第2項に定める畜産局長が別に定める項目は、別表6のとおりとする。

## 第9 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

- 1 畜産物の需給の安定のための施策
- 2 株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）等農業金融に関する施策
- 3 農林水産物・食品の輸出促進対策に関する施策

## 第10 その他

### 1 周辺環境への配慮

施設整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

その際、事業実施主体と、都道府県計画を作成する都道府県知事及び市町村長など取組が実施される地域を管轄する行政当局は、周辺住民との調整を必要とする範囲等を相談し調整するものとする。

### 2 周辺景観との調和

事業実施主体は、施設整備を実施する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

### 3 と畜残さ等の有効活用等

食肉処理施設の整備を実施する場合にあっては、と畜残さ等の再資源化等有効活用及びアニマルウェルフェアに配慮した獣畜の取扱いに努めるものとする。

### 4 作業安全対策の実施

事業実施主体は、作業従事者等の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の点検に努めるものとする。

### 5 交付対象事業の公表

本事業の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、交付対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業完了年度の翌年度の7月末までに公表を行うものとする。

### 6 PFI法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の活用にも努めるものとする。

### 7 管理運営

### (1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により交付金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

### (2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、要綱別表の事業内容欄の1の事業に取り組む場合にあっては、整備後の食肉処理施設（以下「整備後食肉処理施設」という。）の所有者、要綱別表の事業内容欄の2の事業に取り組む場合にあっては、事業実施主体が行うものとする。

ただし、整備後食肉処理施設の所有者又は事業実施主体が当該施設の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、要綱別表の事業内容欄の1の事業に取り組む場合にあっては、コンソーシアムの構成員、要綱別表の事業内容欄の2の事業に取り組む場合にあっては、実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営をさせることができるものとする。

### (3) 指導監督

都道府県知事及び市町村長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

### (4) 定額交付金事業の取扱い

定額交付金の事業については、特にその交付金の使途について厳正に管理することとし、使途を証明する領収書等関係書類等を整備しておくものとする。

### (5) 交付金の経理の適正化

交付金に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

### (6) 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

## 8 その他

本事業の実施につき必要な事項については、「食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金に係る交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和3年12月24日付け3畜産第1342号農林水産省畜産局長通知）を準用するものとする。

## 第11 附帯事務費

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に関する事務及び指導等に要する経費の2分の1以内を附帯事務費として交付するものとする。

なお、交付対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業の総事業費に別表7に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とし、補助対象範囲は、別表8に定めるとおりとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和3年12月24日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、食肉流通再編・輸出促進事業実施要領（令和2年3月31日付け元生畜第2119号農林水産農林水産省生産局長通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の食肉流通再編・輸出促進事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

この要領は、令和4年3月31日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和4年12月8日から施行する。
- 2 1による改正前の本要領に基づき実施した事業については、なお従前の例による。